

【声明】

4年連続の月例給・一時金の引き上げにとどまらず、全ての教職員のいのちと生活を守るために労働条件と教育条件改善を求めるたたかいを強めます

2017年11月17日

北海道高等学校教職員組合連合会
全北海道教職員組合

道高教組・道教組は本日、賃金確定教育長交渉を行った。私たちは、教職員が、安心して子ども・保護者・地域のために仕事に打ち込むことができるよう、そして、教職員自身とその家族が安心して生活できるよう、賃金等を改善するよう求めてきた。

その結果、人事委員会勧告の取り扱いは、月例給・一時金ともに4年連続の引き上げの回答を引き出した。月例給は484円(0.13%)引き上げとなり、初任層は1,000円程度、それ以外は再任用も含め400円の給料表の引き上げとなる。しかしながら、激変緩和による現給保障が措置されている教職員は、実質の賃上げはゼロとなる。引き続き、全ての教職員の賃金改善につながるよう求めていく。

一時金は0.10月引き上げられ国並みの4.40月に、再任用職員は0.05月引き上げられ2.30月となったが、改善分は全て勤勉手当に配分した。人事評価結果の活用によって格差が生じる勤勉手当のみへ配分したことは、教職員の協力共同をこわす「成果主義賃金」の拡大につながり断固として認められない。

この間、「給与の総合的見直し」など度重なる給料表の大幅引き下げ、約400万円にも及ぶ退職手当削減の強行により高年齢層の賃金は大幅に引き下げられた。加えて、17年間にも及ぶ独自削減により大幅な賃金カットが行われ、その損失は数百万円にも及んでおり、実損回復が求められる。

部活動指導手当について、示された改定額では、4時間の指導で最低賃金をわずかに上回るに過ぎず、長時間指導すると最低賃金を割り込む額である。また、4時間以上の部活動指導にしか手当が支給されないのであれば、部活動指導の負担軽減も進まない。今後も、部活動指導手当のさらなる増額と平日の指導も支給対象にすること、4時間未満の指導でも手当の支給対象とするよう求めていく。

我々が行った「働き方改善アンケート」には、「全体的な仕事は減らないのに、英語教科化など授業数の増加があり、超勤は解消されない」「早く帰っても家で仕事をしている」「どうしたら超勤解消ができるかを考える時間もないほど忙しい」など、超勤に苦しむ切実な声が多数寄せられた。過労死ラインで働く教職員が多くいる過酷な学校現場の超勤は、人としての当然の生活や教職員同士のつながりを奪うだけでなく、目の前の子どもたちにふさわしい教育を組みあげる時間を奪っている。教職員の命と健康を守るため、教育を守るためにも、具体的で実効性のあるとりくみが求められる。最終交渉で、教育長の「庁内一丸となって、取組を強力に進めてまいりたい」との超勤解消に向けた決意を引き出した。働きがいのある人間らしい仕事「ディーセント・ワーク」の実現を目指すために、今後も、全道の教職員とともに、労働条件・教育条件の改善を求めるたたかいを強めるものである。

以上